



令和6年10月15日

各 位

前澤工業株式会社
代表取締役社長 宮川 多正
(コード番号 6489 東証スタンダード市場)
問い合わせ先
上席執行役員管理本部長 菊地 和信
048-251-5511

株式給付信託 (BBT) への追加拠出および株式給付信託 (J-ESOP) の導入に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	令和6年10月31日(木)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 161,491株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 1,196円
(4) 処 分 総 額	193,143,236円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、令和2年8月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」(以下「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT 信託」といいます。)を導入し、令和3年8月27日開催の定時株主総会において、本制度の継続についてご承認いただいております (BBT 制度の概要につきましては、令和2年7月14日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および第75回定時株主総会招集ご通知 第3号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度継続の件」をご参照下さい)。

また、当社は、令和6年7月11日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「J-ESOP 制度」といい、J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「J-ESOP 信託」といいます。)の導入を公表しております (J-ESOP 制度の概要につきましては、令和6年7月11日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」をご参照下さい)。

今般、当社は、BBT 制度の継続および J-ESOP 制度の導入（以下、併せて「本制度」といいます。）に伴い、将来の給付に必要と見込まれる株式を BBT 信託および J-ESOP 信託が取得するため、BBT 信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、J-ESOP 信託に対する金銭の拠出（以下「信託」といいます。）ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（BBT 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口および株式会社日本カストディ銀行（J-ESOP 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（令和7年5月末日で終了する事業年度から令和8年5月末日で終了する事業年度までの2事業年度分）、「従業員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社および当社の子会社の従業員のうち一定の要件を満たす従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（令和7年5月末日で終了する事業年度から令和9年5月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、令和6年9月10日現在の発行済株式総数 20,790,248 株に対し 0.78%（令和6年5月末日現在の総議決権個数 181,548 個に対する割合 0.89%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※BBT 信託に対する追加信託の概要

- (1) 追加信託日 : 令和6年10月31日
- (2) 追加信託金額 : 119,718,404 円
- (3) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (4) 取得株式数 : 100,099 株
- (5) 株式の取得日 : 令和6年10月31日
- (6) 株式取得方法 : 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

※J-ESOP 信託に対する信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信託の目的 : 従業員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
- (8) J-ESOP 信託契約の締結日 : 令和6年10月31日
- (9) 金銭を信託する日 : 令和6年10月31日
- (10) 信託の期間 : 令和6年10月31日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、J-ESOP 制度が継続する限り J-ESOP 信託は継続します。)

- (11) 信託設定日 : 令和6年10月31日
- (12) 信託金額 : 73,424,832円
- (13) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (14) 取得株式数 : 61,392株
- (15) 株式の取得日 : 令和6年10月31日
- (16) 株式取得方法 : 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,196円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,196円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,246円（円未満切捨）に対して95.99%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,332円（円未満切捨）に対して89.79%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,341円（円未満切捨）に対して89.19%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上